

### 川西市職員の懲戒処分等について

令和3年1月29日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、令和2年7月15日(水)朝の打ち合わせ後、現場に出る準備作業中に、ダンプトラックとパッカー車の間にいた相手方が足元の木の枝を足で蹴り払ったことを注意したが、これを無視されたものと受け止め激昂し、『携わっている仕事の立場上、ごみを蹴飛ばして隠すのではなく、すぐそこにパッカー車があるのだからそこに捨てるべきだろう』、という思いに駆られ、大声をあげて相手方の胸倉を右手又は左手のいずれかの片手で掴み、周囲にあったパイプイスを蹴飛ばした。

本件は、携わっている仕事の立場上、ごみを蹴飛ばして隠すのではなく、すぐそこにパッカー車があるのだからそこに捨てるべきであろう、という思いに駆られ、本件の行為に及んだとのことであるが、いかなる理由があれど、有形力の行使に至ることは適切ではなく、厳に憤むべきであり、パワーハラスメントの存在を認定するに足る事実である。他方、被処分者においては過去にこのような事案を生じさせた履歴はなく、本件においても相手方を受傷させたものではなく、胸倉を掴むに留まっていることなどを総合的に勘案し、下記の処分を行ったもの

##### 2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
土木部	会計年度 任用職員	50歳代(男性)	R3.1.29	戒告

【問い合わせ先】  
総務部職員課  
電話 072-740-1142